

平成24年(ワ)第36328号 損害賠償等請求事件

原告 安世鴻

被告 株式会社ニコンほか2名

意見陳述書

2013年2月18日

東京地方裁判所 民事第6部合議A係 御中

原告 安 世 鴻

私は韓国の江原道で生まれました。高校生のときより写真を撮り始め、今日に至るまで写真家の道を歩んできました。韓国やアジアのシャーマニズム、障害者、移住労働者、日本軍「慰安婦」などの様々なテーマでドキュメンタリー写真を撮り発表してきました。

昨年は、「重重」というタイトルで、中国に残された朝鮮人日本軍「慰安婦」被害女性の写真展を準備していました。私は写真家としての栄光であるニコンサロンでこの写真展を開きたいと考え、写真を送りました。ニコンサロンは私に快く写真展を開くことを承諾してくれました。4ヶ月の準備期間中、担当者と緊密に連絡を取り合いながら準備を進めてきました。また、ニコンサロン自らが大阪でのアンコール写真展の開催承諾通知を送ってきました。

ところが昨年5月22日、ニコンから東京、大阪での写真展は中止になった、理由は明かせないと一方的に電話で告げられました。責任者との対話を電話で何度も要請しましたが、一方的に断られました。紆余曲折を経て仮処分命令を受けての写真展開催になりましたが、ニコン側より私の写真展を妨害する行為や人権侵害ととれる対応をされました。

このような不当な対応の中、新宿ニコンサロンでの写真展は写真史上例のない非常事態のなか開催されました。大阪でのアンコール展についても何度も開催を要請しましたが、ニコンに拒否され開催できませんでした。写真展の中止通告から写真展開催、また開催期間中において、ニコン側の乱暴な対応により私や私の家族、関

係者たちが酷い精神的に傷つけられ、生活に支障を受けました。

ニコンサロンを作ったのはカメラメーカーであるニコンではありますが、それを30年間維持、発展させてきたのは写真家たちと、その関係者です。日本の著名な評論家と写真家で構成された審査委員5人により私の写真が評価を受けてニコンサロンの適法な手順で進められた決定が、正当な理由なく中断することはあってはなりません。

誰かによって不当に展示が中止へと追い込まれ、妨害を受けるのであれば、この先表現する人たちの発表の場は無くなってしまうことでしょう。また、写真家たちの創作活動委縮へとつながり、表現の制限へとつながることでしょう。

今回のニコンによる表現の自由を抑圧する行為は、私個人に起きたことですが、決して私一人だけの問題ではありません。ニコンは依然として私に対して写真展中止の理由について明かしていません。それだけでなく、ニコンによる混乱を招いた一連の過程は、写真史において写真文化向上に逆行する行為です。また、私に写真家として不名誉を与え、これからの日本における写真家としての活動に支障をきたすことになりました。これに対してニコンが沈黙していること、私をはじめとする写真関係者たちへの謝罪すらありません。

このようなことが看過されるならば、再び誰かにより表現の自由が抑圧される事態が起こるでしょう。私はこの裁判を通じて、なぜニコンが写真展を中止しようとしたのかその理由を明らかにし、表現の自由の抑圧が再び起こることのないようにしたいと考えます。

写真はその時代の思想と美学を反映する芸術です。身近な場所から世界各地で起きている戦争の場に至るまで、多くの写真が私たちに感動と教訓を与えています。一枚の写真の中に込められた偽りのない光が発せられることを願うばかりです。

以上